

石木ダム事業認定不服審査請求における意見陳述に関する 私の意見

今後予定されている意見陳述について、私の意見を記します。

1：事業認定庁（九州地方整備局）からの再弁明を求めます。

意見陳述にあたって、当方が提出した反論書に対する事業認定庁（九州地方整備局）からの再弁明を求めます。

公共事業は起業者と当該事業関係者との間で合意形成がはかられることを目指すのが当然です。合意形成を前提とすることなく事業が進められてきたからこそ、起業者は土地収用法を適用せざるを得ない状況に陥りました。

当方は石木ダム事業には必要性がないこと、事業が合意形成を意識することなく一方的に進められてきたことなどの事実と疑問を丁寧に意見書および反論書に記しました。合意形成を前提とするならば、当方の反論に対して事業認定庁からの再弁明があつて当然です。お互いの認識がどこでずれてしまっているのか、ずれたままで強制収用という暴力がまかり通つて良いのか、13世帯60人の皆さんの人権蹂躪を食い止めることはできないのか、しっかりと意思疎通を図る必要があります。

意見陳述は反論書に記した事実と疑問への事業認定庁からの再弁明書を見てから行いたいと考えます。

不服審査庁である国土交通省・太田 昭宏大臣には、石木ダム事業の事業認定庁である九州地方整備局長に、再弁明を求められるよう、強く要請いたします。

2：意見陳述予定日

当方が提出した反論書への、事業認定庁（九州地方整備局）からの再弁明書が私たちに届いてから1ヶ月後とし、具体的にはその段階で打ち合わせて決めることを求めます。

3：意見陳述場所

この事件によって生活の場を失う状況になりかねない人たちが13世帯約60人おられるので、それらの方々が傍聴できるように、川棚町でおこなうことを求めます。

4：意見陳述の持ち方

その1

この事件によって生活の場を失う状況になりかねない人たちが13世帯約60人おられること、受益予定者とされている川棚町民、佐世保市民にとってもきわめて重要な問題であること、などから、公開とすることを求めます。

その2

この事件は、起業者の説明責任が全く果たされていないことに起因しています。

それにもかかわらず、認定庁は事業認定審査過程において自己検証することなく、起業者の言い分をそのまま認めています。

13世帯約60人の皆さんにとっても、受益予定とされている人々にとっても、また、共有地権者にとっても、まったく不要と認識している事業が事業認定されたことは全く理解できることではありません。

意見陳述者は認定庁に多くの疑問を提示せざるを得ません。また、13世帯約60人の皆さん、受益予定とされている皆さんも多くの疑問を持たれています。

よって、意見陳述者と認定庁との意見の交換、その交換を踏まえての13世帯約60人の皆さん、受益予定とされている皆さんたちとの意見交換ができるようにしてください。イメージは土地収用法における公聴会（公開の場での意見陳述と、認定庁との質疑応答方式）プラス 収用法適用対象地権者&受益予定者を含めた意見交換です。